

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等の必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸経費について

- ・株券、外国証券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は、当分の間無料といたします。
- ・上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象になりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預かりする場合は、口座管理料が必要となる場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引基本約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この約款は解約されます。

- ◇ お客様から解約のお申出があった場合
- ◇ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等 長野証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第125号
本店所在地 〒380-0826 長野市北石堂町1448番地
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 6億円（令和2年3月31日現在）
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和19年12月
連絡先 本店業務管理部（026-228-3113）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

〒380-0826 長野市北石堂町1448番地
電話番号：本店業務管理部（026-228-3113）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

指定紛争解決機関 「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三機関であり当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）